

地域	チリ共和国
日付	2022年4月6日
法律事務所	Urenda, Rencoret, Orrego & Dörr
役職名、氏名	Partner, Sergio Orrego; associate, Bernardita Schmidt
連絡先	sorrego@urod.cl; bschmidt@urod.cl

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

現在、チリでは、私的分野および公的分野における個人情報の保護に関する一般的な法律が制定されています。

個人情報の保護は、チリ憲法に規定されており、その第19条第4項において、すべての人とその家族の私生活と名誉の尊重と保護、および個人情報の保護を保証し、当該個人情報の処理と保護は、法律で定められた方法で行わなければならないと定めています。

憲法による保護に加えて、1999年に制定された法律第19,628号「私生活の保護」(以下、「DPL」)は、私的分野および公的分野に適用されるチリの主要なデータ保護法です。要約すると、この法律は、公的または私的な登録機関やデータバンクにおける個人データの処理全般を規制し、関係者の権利と義務、経済・金融・銀行・商業上の義務に関する個人データの利用、紛争解決のための手続き、違反の場合の責任などを定めています。現在、DPLではチリにおけるデータ保護の監視を担当する公的機関について規定されていないため、侵害があった場合、影響を受けるデータ保有者による請求は通常の裁判所に提出されなければならないことに留意することが重要です。

議会は現在、2017年3月に提出されたDPLの改正法案(以下、「法案」)について議論しており、個人データ保護庁の創設、データ保有者の新しい権利の創設(例えば、ポータビリティ)、同意は書面だけでなく口頭、または電子的手段による表現でも証明できるという規定、DPLの違反に対する特定の罰金の設定(法案は違反の重大性に応じて罰金を大幅に引き上げようとしています。)、個人データの特別なカテゴリーの作成(少年、少女、ティーンエイ

ジャーの)、個人データの越境移転の規制、などを含むデータ保護の高い基準の設定を目指しています。

法案の承認・成立の時期は明確になっていません。法案が可決されれば、データ保護に関するチリの法律は、EU の一般データ保護規則 (GDPR) とほぼ一致することになります。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

前述のとおり、チリ憲法は私的分野及び公的分野における個人情報保護を保護しています。また、私生活の保護に関する法律第 19,628 号は公的分野においても適用され、特に第 4 章において公的機関によるデータ処理を規制しています。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

現在、他の法令では、以下のような特定のデータ・プライバシーに関する規定が参照されているか、または含まれています。

- チリ労働法: 使用者は、労働関係において入手する従業員のすべての個人情報およびデータの機密を保持しなければならないと規定しています(第 154 条の 2)。また、使用者は、特にプライバシーの尊重に関して、憲法が課す制限の範囲内でのみ権利を行使できることを明記しています(第 5 条)。
- 法律第 20,575 号: 商業リスク評価と信用供与プロセスのための特定の個人データの処理について「目的原則」を定めています。
- 法律第 20,584 号(医療行為に関連する個人の権利と義務を規定): この法律に基づき、医療行為や手続を記録した患者のカルテ、研究結果その他の文書にあるすべての情報は、機微(センシティブ)データとみなされます。また、この法律では、医療従事者が患者データの機密を保持し、目的制限の原則を遵守する義務を定めています。
- 法律第 19,496 号(消費者保護法): 消費者の権利保護に関して、望まれていない商業マーケティングに関する規制を定めています。近年、Servicio Nacional del Consumidor (国家消費者サービス、「SERNAC」)が、消費者との関係の中で処理される消費者の個人データに関する監督権限を持つようになりました。
- 1997 年法律第 3 号(銀行一般法)の施行令: 第 154 条は、銀行との、および銀行を通じた個人の取引の機密保持について定めています。

- 公共情報へのアクセスに関する法律第 20,285 号:第 33 条 m)は、*Consejo para la Transparencia* (透明性評議会)の機能の 1 つとして、公的機関による DPL の遵守を保証することを定めています。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

- i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律全てについて以下の空欄を埋めて下さい (必要に応じて回答欄を追加してください。)

a) 名称: チリ共和国憲法

① 「個人情報」の定義	定義を示していません。
② 法律の適用範囲	チリの基本法で、他の法律より上位に位置します。
③ 地理的範囲	チリの領土に適用されます。
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=242302
⑤ 施行日	1980 年 8 月 11 日 (個人情報保護に関する規定は 2018 年に導入されました。)

b) 名称: 法律第 19,628 号

① 「個人情報」の定義	個人情報とは、識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報と定義されています。 機微(センシティブ)データとは、個人の身体的または精神的な特徴や事実、あるいは個人的な習慣、人種、政治的見解、宗教的信条、身体的または精神的健康、性生活のような私生活またはプライバシーの状況に関する個人データを指します。
② 法律の適用範囲	DPL は、一般的に公的もしくは私的な登録機関またはデータバンクにおける個人データの処理に適用されます。 処理とは、自動化されているか否かに関わらず、個人情報の収集、保存、記録、整理、詳細化、選択、抽出、対立、相互接続、分離、通信、譲渡、送信、取消、その他の利用を可能にするあらゆる操作、一連の操作、技術的な手順と定義されています。
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=141599
⑤ 施行日	1999 年 8 月 28 日

c) 名称: チリ労働法

① 「個人情報」	定義されていません。しかし、この法律では、雇用者は、労働関係に
----------	---------------------------------

の定義	において入手する従業員のすべての個人情報およびデータの機密を保持しなければならないと規定されています(第 154 条の 2)。
② 法律の適用範囲	雇用関係
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=207436&idParte=0
⑤ 施行日	1987 年 7 月 6 日 (第 154 条の 2 は、2001 年に導入されました。)

d) 名称: 法律第 20,575 号

① 「個人情報」の定義	定義を示していません。
② 法律の適用範囲	商業リスク評価および信用供与プロセスのためのデータ処理
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=1037366
⑤ 施行日	2012 年 2 月 17 日

e) 名称: 法律第 20,584 号

① 「個人情報」の定義	第 12 条では、医療行為や手続を記録した患者のカルテ、研究結果その他の文書にあるすべての情報は、機微(センシティブ)データであると定めています。
② 法律の適用範囲	医療行為に関連する個人の権利と義務
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=1039348
⑤ 施行日	2012 年 4 月 24 日

f) 名称: 法律第 19,496 号

① 「個人情報」の定義	定義を示していません。
② 法律の適用範囲	消費者との関係
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=1160403
⑤ 施行日	1997 年 3 月 7 日 (SERNAC の消費者の個人データに関する監督権限は、2021 年に導入されました。)

g) 名称: 1997 年法律第 3 号の施行令

① 「個人情報」の定義	定義はありません。それにもかかわらず、第 154 条は、銀行との取引には秘密保持の対象となるものと、保存の対象となるものがあることを定めています。
② 法律の適用範囲	銀行に関する一般法

③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=83135
⑤ 施行日	1960年4月4日(秘密保持や保存に関する規定は、1987年に導入されました。)

h) 名称: 法律第 20,285 号

① 「個人情報」の定義	定義を示していません。
② 法律の適用範囲	公開情報へのアクセス
③ 地理的範囲	チリの領土
④ URL	https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=276363
⑤ 施行日	2008年8月20日

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。
上記をご覧ください。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を體現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsofPersonalData.htm>

(a) 収集制限の原則

DPL の第 4 条に基づき、法律で認められた場合、またはデータ保有者が書面で明示的に同意した場合にのみ、個人データを処理することができます。しかし、DPL はデータ主体の同意なしに個人データを処理できる例外的な場合について規定しています(下記 ii.(a)参照)。

機微(センシティブ)データについて、DPL は、法律もしくはデータ保有者の許可がある場合、またはデータ保有者の健康上の利益について決定もしくは付与のために必要な場合にのみ、提供または利用できると定めています。

(b) データ内容の原則

DPL の第 9 条は、個人データは、それが一般に公開されている情報源から来る、または収集された場合を除き、それが収集された目的のためにのみ利用されなければなら

ないと定めています。処理されたデータは、正確で最新かつデータ保有者の実際の状況を反映したものでなければならないとされています。

個人データが処理されているデータバンクの責任者は、個人データの保存に法的根拠がない場合、または個人データの保存期間が終了した場合、個人データを削除または消去しなければならないとされています。同様に、個人データが誤っている、不正確、誤解を招く、または不完全である場合は、修正されなければならないとされています。個人データの正確性または妥当性を判断できない場合、(もし消去が求められない場合は、)その利用は制限されます。この措置は、データ保有者からの要請がない場合にも行われます。消去または修正された個人データが以前に第三者に提供されていた場合、データバンクの責任者は、できるだけ早くその第三者に消去または修正を通知するものとします(DPL 第 12 条)。

(c) 目的明確化の原則

前述のとおり、DPL によれば、個人データの処理は、法律で認められた場合、またはデータ保有者が書面で明示的に同意した場合にのみ行うことが可能です。この同意の際には、データ保有者に、自己の個人データの保存の目的および公共への伝達の可能性に関して、適切に情報を提供されなければなりません。この同意は、データ保有者が書面によって撤回することができます。

さらに、法律第 20,575 号の第 1 条は、経済、金融、銀行または商業上の義務に関する個人情報の処理は、商業上のリスク評価および信用供与のプロセスに関連してのみ行うことができると定めています。従って、この種のデータは、当該目的のために設立された企業に対してのみ提供される可能性があります。また、採用や、幼稚園、学校、大学への入学手続、緊急の医療措置、公職や政府の仕事に応募するために、上記データを要求することはできません。

(d) 利用制限の原則

前述のとおり、個人データの処理は、法律で認められた場合、またはデータ保有者が書面で明示的に同意した場合にのみ処理することができます(DPL 第 4 条)。また、個人情報とは、一般に公開されている情報源から収集されたものを除き、収集された目的のためにのみ利用されなければなりません(DPL 第 9 条)。

(e) 安全保護の原則

個人データを保護するために適切な技術的安全対策を講じることは、法律で義務づけられていません。しかし、個人データが保存されているデータバンクの責任者は、当該データについて十分な注意を払い、いかなる損害に対しても責任を負わなければならないとされています(DPL 第 11 条)。

また、公的機関は、公的機関が遵守しなければならないサイバーセキュリティに関する具体的な措置について定めるサイバーセキュリティ国家政策と大統領令の関連措置を厳格に実施しなければならないとされています。

(f) 公開の原則

個人データに関する開発、実践、方針について公開するという一般的な方針はありません。しかしながら、個人は自分に関するデータ、その出所と提供先、保存の目的、自分のデータが定期的に提供される個人または機関の特定に関する情報を要求する権利を有しています。

(g) 個人参加の原則

一般論として、DPL の第 12 条によると、データ保有者は、自分の個人データが処理されている登録機関またはデータバンクの責任者に対し、以下のことを要求することができます。

- 個人データの保存および処理の目的、データの出所、受取人など、個人データに関する情報を提供すること。
- 個人データが誤っている、不正確、誤解を招く、または不完全である場合、これを修正すること。
- 個人データの保存に法的根拠がない場合、または最新ではない場合、個人データを削除し、消去し、または利用できないようにする。

上記の権利は、当事者間の合意によって制限されることはありません。

データバンクの責任者が、データ保有者が自己の個人データに関する情報を得るため、または当該データの修正、消去もしくは利用停止のための要求に対して 2 営業日以内に正当かつ適時に応答しない場合、または法律で定められた以外の理由に基づいて当該要求を拒否した場合、データ保有者は管轄権のある通常の民事裁判所に対して

請求を行うことができます。請求がデータ保有者に有利に解決された場合、裁判所は、是正措置とは別に、データバンクの責任者に対して、違反の種類に応じて、1～50 月額単位¹の罰金を科すことができるものとします。

さらに、データ保有者は、個人データを悪用したデータバンクの責任者に対して、金銭的および精神的な損害の賠償を請求する権利を有します。賠償額は、事件の状況や事実の重大性に基づいて、裁判官が慎重に決定するものとします。

(h) 責任の原則

個人データが保存されているデータバンクの責任者は、当該データについて十分な注意を払い、あらゆる損害に対して責任を負うものとします(DPL 第 11 条)。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

以下の原則の適用が除外されているのは、以下のとおりです。

(a) 収集制限の原則

DPL 第 4 条によると、経済、金融、銀行、商業的な性質を持ち、個人のカテゴリーやグループに関するリストに含まれ、そのグループへの本人の所属、職業や活動、学歴、住所、生年月日などの情報のみを参照する個人情報、またはダイレクトレスポンスや商品・サービスの直接販売の商業通信に必要となる、公的情報源からの取得または収集のための処理に対する同意は不要であるとされています。また、民間企業が、当該企業だけのため、あるいは提携企業や関連企業のために個人データを取り扱う場合、統計や料金設定のため、あるいは上記のような一般的な利益のために利用する場合には、許可を受ける必要はありません。

(b) 目的明確化の原則

個人データが一般に入手可能な情報源から収集された場合、この原則は適用されま

¹ 月額税単位は約US\$70に相当します。

せん。

(c) 利用制限の原則

個人データが一般に入手可能な情報源から収集された場合、この原則は適用されません。

(d) 個人参加の原則

DPL 第 15 条によると、要求先の政府機関の監督機能の適切な遵守を妨げる場合、または法律や規制の規定で定められた秘密保持や機密保持、国家の安全、国益に影響を与える場合には、個人データの提供、修正、消去、利用停止を要求することができません。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

チリでは、政府による個人データへの包括的なアクセスに関する規制はありません。公的機関による個人データの処理は、それぞれの法的権限の範囲内の事項に関してのみ行われ、DPL に定められた規則に従って行われます (DPL 第 20 条)。

データローカライゼーション(データが発信された国の中でデータを保持するという慣行と理解されます)については、チリ国内にデータを限定する一般的なルールはありません。さらに、他の管轄区域への個人データの転送は特に規制・制限されていないため、DPL の一般規則が適用されます。法案はこの問題を規制しようとするもので、特定の場合(例: 受領者が個人データを保護するのに適切なレベルの法制度に服している場合、データの移転が契約条項によって管理される場合、データ保有者が特定の移転について明確に同意する場合など)に個人データの越境移転を許可しています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

現在、データ保護機関は存在しません。しかし、2021年8月にチリ国民議会が消費者の権利保護を促進するための措置を確立するための消費者保護法案第12.409-03号を提出し、2021年12月24日に施行されました(法律第21,398号)。この法律は、消費者との関係において処理される個人データに関して、SERNACにいくつかの監督権限を付与しています。

さらに、法律第20,285号の第33条は、透明性評議会の機能の1つが、公的機関によるDPLの遵守を保証することであると定めています。

最後に、前述のとおり、本法案は、個人情報保護庁(Agencia de Protección de Datos Personales)の設立を含む、データ保護に関するより高い基準の設定を目指しています。